1　委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	高嶋　良充（民主）	佐藤　泰三（自民）	松井　孝治（民主）
理　事	市川　一朗（自民）	竹山　裕（自民）	円　より子（民主）
理　事	小野　清子（自民）	中曽根　弘文（自民）	風間　昶（公明）
理　事	岡崎　トミ子（民主）	西銘　順志郎（自民）	白浜　一良（公明）
理　事	森　ゆうこ（民主）	山崎　正昭（自民）	近藤　正道（社民）
	秋元　司（自民）	神本　美恵子（民主）	黒岩　宇洋（無）
	鴻池　祥肇（自民）	工藤　堅太郎（民主）	（17.3.8 現在）

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出２件（うち本院先議１件）及び衆議院提出２件の合計４件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願10種類87件は、衆議院解散のため審査未了となった。

〔法律案の審査〕

地域再生法案については、委員会において、地域再生基盤強化交付金創設の意義と運用上の課題、地方分権推進の促進を基本に据えた地域再生の必要性、地域再生事業を行う会社への支援措置の拡充、地域再生施策の実施における地域の主体性の尊重等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案については、委員会において、川越少年刑務所の現地視察を行うとともに、地域のバランスのとれた規制改革の実施、行刑施設の事務の民間委託の必要性、民間委託できる事務の具体的内容、刑務所警備を民間委託する際の問題点、公私協力学校の安定的・継続的な運営の確保等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、第159回国会平成16年３月12日に衆議院議員　利耕輔君外４名から提出され、同国会以降、衆議院で継続審査となっていたが、今国会に入り４月５日、修正議決（施行日を平成19年１月１日に改める。）の上、本院に提出された。

委員会においては、発議者を代表して、衆議院議員長勢甚遠君より趣旨説明及び修正部分の説明を聴取した後、「昭和の日」を定めることの意義、国民の祝日に関する法律の趣旨から見た「昭和の日」の位置づけ、「昭和の日」を４月29日とし、「みどりの日」を５月４日に改める理由、「昭和の日」制定の是非に関する国民各層の議論に

ついての認識、本改正法の国民への周知方法等について質疑を行い、討論の後、本法律案は、多数をもって可決された。

食育基本法案は、第159回国会の平成16年６月３日に衆議院議員村田吉隆君外６名から提出され、同国会以降、衆議院で継続審査となっていたが、今国会に入り４月19日、修正議決（法律番号の暦年を平成17年に改める。）の上、本院に提出された。

委員会においては、発議者を代表して、衆議院議員小坂憲次君から趣旨説明及び修正部分の説明を聴取した後、食育の推進における家庭の役割、食に関する情報の提供に係る国等の責務、現在の食品安全行政を強化・充実する必要性、学校給食のセンター方式から自校方式への転換と予算措置、学校教育における食教育の在り方と現状に対する評価、食の嗜好及び選択に対する国等の関与の在り方等について質疑を行い、３名の参考人から意見を聴取し、討論の後、本法律案は、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月８日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成17年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について細田内閣官房長官から、警察行政の基本方針及び平成17年度警察庁関係予算について村田国家公安委員会委員長から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、経済財政政策、郵政民営化の基本方針について竹中国務大臣から、規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針について村上国務大臣から、科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針について棚橋国務大臣から、青少年育成及び少子化対策の基本方針について南野内閣府特命担当大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、**３月10日**、来日外国人犯罪、組織犯罪等による治安悪化と警察の取組、警察の現場執行力の維持・強化に向けた対策、郵政民営化に関する政府の広報活動の在り方、興信所業に係る規制措置の必要性、知的財産権の保護のための国内的・国際的取組の現状と強化策、児童に対する性犯罪前歴者の出所情報の提供と管理の在り方、犯罪収益を被害者に返還できる仕組みを検討する必要性、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた我が国政府の姿勢の明確化、戦後60周年を迎えての政府の戦後補償問題への取組姿勢、人身取引対策行動計画における被害者保護施策の実効性、美浜原子力発電所３号機における事故への対応と原子力安全委員会の在り方、食品安全委員会における議論の中立公正性及び客観性の保証、被災者生活再建支援法に基づく被害状況認定手続の改善、小さな政府を目指す目標と累積債務残高が急増している現実の乖離、非嫡出子に対する差別の解消に向けた取組の強化と相続規定の見直し等の諸問題について質疑を行った。

３月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度内閣予算等の審査を行い、それぞれ説明を聴取した後、警察の不正経理問題の再発防止と会計検査への協力、人身売買の防止に向けた政府の取組、「市場化テスト法」の制定に向けたモデル事業の評価、

内閣官房及び内閣府の機能強化、今後における我が国の宇宙開発政策の在り方、空き交番の解消策、男女共同参画基本計画の見直しにおける間接差別の取扱い、中越地震及び豪雪被害への対応、年金制度と生涯の受益負担格差問題、プリオン専門調査会の活動状況等の諸問題について質疑を行った。

６月14日、愛媛県警察における不正経理事案等の予算不適正執行事案の再発防止策、北海道、福岡県及び静岡県警察における不適正事案に関する調査等の進捗状況、空き交番対策の進捗状況、歌舞伎町等全国の歓楽街の浄化対策、防犯ボランティア団体の活動状況とこれに対する支援措置、警察の不正経理事案に関する全国調査による徹底的な全容解明の必要性、愛媛県警察の「調査結果報告書」の信頼性に対する国家公安委員長の評価、拉致被害者問題に対する政府の対応及び北朝鮮との交渉の現状、拉致問題の解決に向けての北朝鮮に対する制裁措置の発動、会計監査に関する国家公安委員会規則制定後の会計監査実施状況と規則制定の効果、監察医制度への国の資金的援助及び協力医に対する研修の充実・改善、ＤＮＡ型鑑定資料の一層の蓄積及びデータベース化のための立法措置の必要性、捜査費における予算額、配分額、執行額の乖離の理由、北海道警察における不正経理問題の処分の在り方等の諸問題について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成17年３月８日（火）（第１回）

・内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
・内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成17年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について細田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
・警察行政の基本方針に関する件及び平成17年度警察庁関係予算に関する件について村田国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。
・経済財政政策、郵政民営化の基本方針に関する件について竹中国務大臣から所信を聴いた。
・規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件について村上国務大臣から所信を聴いた。
・科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件について棚橋国務大臣から所信を聴いた。
・青少年育成及び少子化対策の基本方針に関する件について南野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成17年３月10日（木）（第２回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。
・内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政の基本方針に関する件、青少年

育成及び少子化対策の基本方針に関する件、経済財政政策、郵政民営化の基本方針に関する件、規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区・地域再生の基本方針に関する件及び科学技術政策、食品安全、情報通信技術政策の基本方針に関する件について村田国家公安委員会委員長、村上国務大臣、細田国務大臣、棚橋国務大臣、竹中国務大臣、南野内閣府特命担当大臣、林田内閣府副大臣、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、秋元司君（自民）、風間昶君（公明）、森ゆうこ君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）、円より子君（民主）

〇平成17年３月18日（金）（第３回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、阿部裁判官弾劾裁判所事務局長及び高田裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について森下会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について細田国務大臣、南野内閣府特命担当大臣、村上国務大臣、棚橋内閣府特命担当大臣、村田国務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、森岡厚生労働大臣政務官、森下会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

〇平成17年３月29日（火）（第４回）

・**地域再生法案（閣法第７号）（衆議院送付）**について村上国務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成17年３月31日（木）（第５回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**地域再生法案（閣法第７号）（衆議院送付）**について村上国務大臣、林田内閣府副大臣、今井総務副大臣、平田経済産業大臣政務官、小泉文部科学大臣政務官、江渡内閣府大臣政務官、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、松井孝治君（民主）、森ゆうこ君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第７号）賛成会派　自民、公明、社民
反対会派　民主、無

なお、附帯決議を行った。

○平成17年４月５日（火）（第６回）

・**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第74号）**について村上国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年４月７日（木）（第７回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第74号）**について村上国務大臣、林田内閣府副大臣、滝法務副大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第74号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年５月10日（火）（第８回）

・**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会衆第14号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員長勢甚遠君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成17年５月12日（木）（第９回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会衆第14号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員長勢甚遠君、同冬柴鐵三君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕竹山裕君（自民）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（第159回国会衆第14号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　社民

○平成17年５月17日（火）（第10回）

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員小坂憲次君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成17年５月19日（木）（第11回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員小坂

憲次君、同後藤田正純君、同宮腰光寛君、同西川京子君、同白保台一君、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小野清子君（自民）、円より子君（民主）、神本美恵子君（民主）、小川敏夫君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

〇平成17年６月７日（火）（第12回）

・参考人の出席を求めることを決定した。

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について参考人女子栄養大学学長香川芳子君、東京農業大学客員教授・農政ジャーナリスト中村靖彦君及び生活協同組合あいコープみやぎ理事長吉武洋子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

〇平成17年６月９日（木）（第13回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**食育基本法案（第159回国会衆第49号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員小坂憲次君、同後藤田正純君、同西川京子君、同宮腰光寛君、常田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（第159回国会衆第49号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、社民、無

〇平成17年６月14日（火）（第14回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・愛媛県警察における会計経理をめぐる事案に関する調査結果について政府参考人から報告を聴いた後、警察による予算不適正執行問題に関する件、治安の回復・確立策に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、監察医・警察医制度の充実策に関する件等について村田国家公安委員会委員長、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、神本美恵子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地域再生法案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域住民が誇りと愛着を持てる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業機会を創出するとともに、地域特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として行われなければならない。

二、地域再生基本方針

（一）政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定める。

（二）地域再生基本方針には、地域再生の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的方針、地域再生計画の認定に関する基本的事項等を定めるものとする。

三、地域再生計画の認定

（一）地方公共団体は、地域再生基本方針に基づき、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

（二）地域再生計画には、計画の区域、目標、当該目標を達成するために行う事業に関する事項等を記載するものとする。

（三）前項の事業に関する事項には、次の事項を記載することができる。

①雇用機会の創出等地域再生に資する効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって株式会社により行われるものに関する事項

②経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う事業であって、交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の２以上を総合的に整備するもの等に関する事項

③補助金等交付財産の目的外使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保提供することにより行う事業に関する事項

（四）内閣総理大臣は、認定申請のあった地域再生計画が地域再生基本方針に適合する等の基準に適合すると認めるときは、認定をするものとする。ただし、前項①から③の事項が記載されている計画を認定しようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

四、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

（一）三（三）①の事業を行う株式会社であって内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定する特定地域再生事業会社に個人が出資した場合には、課税の特例の適用があるものとする。

（二）国は、認定地域再生計画に三（三）②の事項が記載されているときは、当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（三）認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき三（三）③の事業を行う場合においては、その認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

五、地域再生本部

（一）地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする地域再生本部を置く。

（二）地域再生本部は、地域再生基本方針の案の作成に関すること、認定の申請がなされた地域再生計画についての意見に関すること、認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施のための支援措置の推進に関すること等の事務を所掌する。

六、施行期日等

（一）この法律は、平成17年４月１日から施行する。

（二）政府は、この法律の施行後７年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、地域の再生が、国と地方の関係の在り方を再構築する地方分権改革の精神を踏まえて推進されるべきものであることにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項の実現を期すべきである。

一、内閣総理大臣は、地域再生を推進する中心的役割と責任が住民に最も身近な地方公共団体にあることにかんがみ、地域再生計画の策定に当たって、地域の住民、民間事業者、特定非営利活動法人、関係団体等の意向が適切に反映されるように配慮するとともに、地域再生計画の認定に当たっては、認定の申請を行った地方公共団体の意思及び主体性を最大限に尊重すること。

二、地域再生基盤強化交付金制度等の特別の措置を含む地域再生に係る支援措置について、地方公共団体その他の地域の関係者に周知を図るとともに、地域再生に係る構想の提案・要望及び認定地方公共団体からの施策の改善提案を真摯に受け止め、また、それぞれの支援措置の運用状況等を踏まえつつ、その拡充及び改善に向けて、適時、積極的に見直しを行うこと。特に、法第５条第３項第２号に規定する事業の拡充及び改善に向け

た見直しは、地方分権の一層の推進を旨として行うこと。

三、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対して報告の徴収又は措置の要求を行うに当たっては、地域再生は地域における創意工夫を生かした自主的・自立的な取組を基本とするものであることを踏まえ、当該地方公共団体の裁量に十分配慮すること。

四、法第５条第３項第１号に規定する事業の範囲及び特定地域再生事業会社の指定基準を定めるに当たっては、地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等地域再生の目標の達成及び地域における雇用の創出に十分に配慮しつつ、また、併せて、公的分野への民間参入の促進という観点も十分に踏まえつつ、対象事業分野をできるだけ拡大するように配意すること。

また、特定地域再生事業会社が発行する株式の取得に係る課税の特例措置について、課税の公平性に配慮しつつ、民間投資の一層の促進を図る観点から、適宜、その改善と拡充に努めること。

五、地域再生基盤強化交付金の配分基準の明確性及び配分の透明性を確保するとともに、地域介護・福祉空間整備等交付金、むらづくり交付金、漁村再生交付金、地域住宅交付金等の地域再生支援施策に係る交付金制度について、地域再生基盤強化交付金制度との密接かつ効率的な連携を図ること。

六、内閣総理大臣は、地域再生施策として関係各府省庁が実施する事業について、それらの統一性及び一体性並びに効率的かつ効果的な執行を確保するため、地域再生本部における調整等を通じて、十分な指導性を発揮すること。

七、地域再生本部が地域再生計画に対する支援措置について評価を行ったときは、当該計画の円滑かつ安定的な実施及び改善のための適切な助言を行うとともに、他の地方公共団体の成功事例の紹介等、必要な情報の提供を行うこと。

右決議する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（先議）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、監獄法等の特例

１　行刑施設における施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを認める。

２　行刑施設内に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託し、地域住民に対する医療を提供するために当該診療設備等を利用することを認める。

二、私立学校法の特例

地方公共団体と学校法人との連携及び協力に基づき教育を実施する公私協力学校の設

置に当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、所轄庁は、当該学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際し、資産要件の審査を行わないものとする。

三、施行期日

この法律は、平成17年10月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施のため、適切な措置を講ずべきである。

一、被収容者の人権の保障に資するため、法案第11条第１項各号の事務の内容を具体的に明示するとともに、今後における行刑施設の事業の民間開放に係る特例措置の検討に当たっては、真に公務員が実施しなければならないものか民間に開放できるものか十分精査のうえ対処すること。

二、刑務所で事務を民間委託するに当たっては、委託事務従事者に対する人権教育の徹底を図るとともに、刑務所長等の裁量によって受刑者等の人権が不必要に制約されないよう十分に配慮すること。

また、受刑者等の個人情報の保護に万全を期すること。

三、矯正処遇の充実を図る行刑制度の抜本的な改革がなされつつある現状にかんがみ、刑務所での事務の民間委託に伴う人員の再配置は、受刑者の改善更生に資することを基本として行うこと。

四、地方公共団体が公私協力学校を設置するに当たっては、ひとしく能力に応じて教育を受ける機会を保障する国及び地方公共団体の責務を踏まえ、授業料負担等の経済的な面、あるいは地理的な面等の教育条件において生徒及び幼稚園児が不利益を被らないよう十分配慮すること。

五、公私協力学校が公の財産を用いることにかんがみ、策定される公私協力基本計画により、協力学校法人の指定を厳格に行い、かつ、公私協力学校の運営を継続的かつ安定的に行うことを担保するとともに、指定された協力学校法人に対して当該指定をなした地方公共団体の長が当該学校の運営について適切な監督を行うことができるようにすること。

右決議する。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第159回国会衆第14号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、昭和の日の新設

１　国民の祝日として、新たに昭和の日を加える。

２　昭和の日は、４月29日とする。

３　昭和の日の意義は、「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」とする。

二、みどりの日の改正

みどりの日を現在の４月29日から５月４日に改める。

三、その他

国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日（現行は国民の祝日の翌日）を休日とする。

四、施行期日

本法律は平成19年１月１日から施行する。

食育基本法案（第159回国会衆第49号）

【要旨】

本法律案は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食育に関し、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子どもの食育における保護者・教育関係者等の役割、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保等における食育の役割を内容とする基本理念を定める。

二、国は、基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとともに、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、当該地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

三、教育関係者等及び食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、積極的な食育の推進等に努めるものとするとともに、農林漁業者等は、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会の積極的な提供等に努めるものとする。

四、国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

五、食育推進会議は、食育の推進に関する施策についての基本的方針等を定める食育推進基本計画を作成するとともに、地方公共団体は、当該区域内における食育推進計画を作成するよう努めなければならない。

六、食育に関する基本的施策として、家庭、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活改善のための取組の推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等、食文化の継承のための活動への支援等、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進等を定める。

七、内閣府に、特別の機関として、食育推進会議を置き、内閣総理大臣をもってその会長に充てる。また、都道府県及び市町村は、条例で定めるところにより、それぞれ都道府県食育推進会議及び市町村食育推進会議を置くことができる。

八、本法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。